（前のページより続き）

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件（同四）　五五六

○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・厚生労働**二）　五五四

○労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件（同三）　五五七

○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**六）　五五七

○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（同七）　五七一

○漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（同八）　五七七

○農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（同九）　五八二

○農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（同一〇）　五九五

○漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（同一一）　五九九

○農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件（同一二）　六〇二

○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件（同一三）　六〇三

○漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件（同一四）　六〇三

○農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第七十三条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件（同一五）　六〇五

○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件の一部を改正する件（同一六）　六〇六

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（**こども家庭庁**二）　六〇六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示（**こども家庭庁・厚生労働**二）　六四三

○児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（同三）　七二五

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁・厚生労働省関係告示の整理に関する告示及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の一部を改正する告示（同四）　七二五

○補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件（同五）　七二五

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**デジタル庁**四）　七二五

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**七）　七二六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同八）　七二六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示の一部を改正する告示（同九）　七六〇

○ｅシールに係る認証業務の認定に関する規程（**総務**一一三）　七六一

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一一四）　七六三

○公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの一部を改正する件（同一一五）　七六四

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件の一部を改正する告示（同一一六）　七六六